

松江市 報道提供資料

令和 7 年 2 月 13 日

件名

令和 7 年度松江市食品衛生監視指導計画案に関する意見募集

内容

食品衛生法第 24 条第 1 項に基づき、「令和 7 年度松江市食品衛生監視指導計画(案)」を作成しましたので、計画案に対するパブリックコメント(意見募集)を実施します。

意見募集期間 令和 7 年 2 月 14 日(金)～令和 7 年 3 月 14 日(金)(必着)

【問い合わせ】

健康福祉部 保健衛生課 担当：乾、山坂 電話：0852-28-8285

「令和 7 年度松江市食品衛生監視指導計画」（案） に対するパブリックコメント（意見募集）

松江市健康福祉部保健衛生課

1 趣旨

食品衛生監視指導計画については、食品衛生法第 24 条第 1 項により、毎年度、翌年度に行う監視指導の実施に関する計画を定めることとされています。

この度、市内に流通する食品の安全性や市内に所在する食品関連施設の衛生を確保することを目的として、「令和 7 年度松江市食品衛生監視指導計画」（案）を作成しました。この案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広い御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 意見募集期間

令和 7 年 2 月 14 日（金）～令和 7 年 3 月 14 日（金）（必着）

3 掲出・閲覧場所

「令和 7 年度松江市食品衛生監視指導計画」（案）及びこの概要は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎（本館 3 階 総務課前行政資料コーナー）
- 各支所（行政資料コーナー）
- いきいきプラザ島根（3 階 松江市健康福祉部保健衛生課）

4 御意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいがある場合など、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。

・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール ※宛先・送信先は下に記載

・持参（持参先：保健衛生課 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3 階）

- ・御意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号（団体にあつては、名称、所在地）
- ・様式は問いません。参考に、様式「令和 7 年度松江市食品衛生監視指導計画（案）に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいた御意見の取扱い

- ・いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・いただいた御意見とその御意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）は公表しません。
- ・いただいた御意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・御意見の提出先

松江市健康福祉部保健衛生課（〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3 階）

担当 乾・山坂 電話 0852-28-8285 FAX 0852-28-8118

電子メール eisei@city.matsue.lg.jp

ホームページ https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkofukushibu_hokeneiseika/kakushukeikaku/1/12686.html

「令和 7 年度松江市食品衛生監視指導計画」（案）
に対する意見提出書

お 名 前	
ご 住 所	
電 話 番 号	

※ご意見の内容について、不明な点がある場合などに内容を確認させていただくことがありますので、御記入いただきますようお願いいたします。

【御意見記入欄】

該当箇所 (ページ)	意見内容

※これは様式の一例です。これ以外の用紙、書式でもかまいません。

(提出締切：令和 7 年 3 月 14 日（金）必着)

※記入される分量が多く用紙に 1 枚で収まらない場合は、用紙をコピーしていただくか、別の用紙に記入してください。

※郵送、ファクシミリ、電子メール又は保健衛生課への持参のいずれかの方法で提出してください。

【お問合せ先・御意見の提出先】

松江市健康福祉部保健衛生課（〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3 階）

担当 乾・山坂 電話 0852-28-8285 FAX 0852-28-8118

電子メール eisei@city.matsue.lg.jp

ホームページ https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkofukushibu_hokeneiseika/kakushukeikaku/1/12686.html

令和 7 年度松江市食品衛生監視指導計画概要

【計画の位置付け】

- 根 拠 食品衛生法第 24 条第 1 項
「都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。」
- 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

第 1 監視指導の実施に関する基本的方向

「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、松江市の地域特性や島根県及び全国の食中毒事案及び違反事案の発生状況を踏まえて、食品衛生対策を実施する。

第 2 監視指導の実施体制等に関する事項

1. 監視指導の実施体制等に関する基本的事項
 - 保健所に配置されている食品衛生監視員による監視
 - HACCP※¹に沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導助言
2. 国、他の都道府県等その他関係機関との連携確保に関する事項
 - 広域流通食品及び輸入食品における違反情報、食中毒情報等の共有、連携強化
 - 食中毒事案調査において、専門的知見を踏まえて実施できるよう、島根県保健環境科学研究所等との連携確保
3. 広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携確保に関する事項
 - 広域的な食中毒事案の発生に備えた、連絡・連携体制の整備（広域連携協議会）
 - 広域的な食中毒事案の発生時における拡大防止対策の実施
4. 農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項
 - 生産から消費に至る食品の安全対策の推進と事故発生時の連携確保
5. 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項
 - 島根県保健環境科学研究所及び登録検査機関で検査を実施
 - 委託機関への立入検査等による確認を実施

第 3 監視指導の実施に関する事項

1. 重点的に監視指導を実施する項目
製造基準、施設基準の遵守状況の確認、一般衛生管理の実施状況の確認のほか、下記事項について重点的に監視指導
 - ① HACCP に沿った衛生管理の監視指導
 - ②食中毒予防対策の実施状況の確認
 - ③食品表示法に基づく適正表示の実施状況の確認
 - ④「野生鳥獣肉にかかる衛生管理ガイドライン」の普及及び実施状況の確認
 - ⑤食品取扱施設への異物混入等対策の確認・助言
 - ⑥保健所への報告
 - ⑦令和 7 年度全国総合体育大会に係る監視指導

※ 1 HACCP 食品関係事業者等が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。

2. 施設への立入検査に関する事項

- ①重点監視対象施設：大量調理施設、広域流通食品製造業
- ②重点監視期間：夏期（7月）、年末（12月）を食品衛生強化月間とする

＜令和7年度立入検査計画＞

	営業許可施設	営業届出施設
立入検査施設数	1,400	300

3. 食品等の収去検査等に関する事項

- 流通する食品の成分規格、使用添加物、農産物の残留農薬等について検査

＜令和7年度食品等検査計画＞

	成分規格等		残留農薬等		計
	理化学	細菌	国内	輸入等	
肉卵類			1		1
魚介類	15	15			30
野菜等			10	10	20
その他加工品	15	15			30
計	30	30	1	10	81

第4 食品関係事業者等自らが実施する衛生管理に関する事項

1. HACCP に沿った衛生管理の普及・推進

- HACCP に沿った衛生管理の支援
- 食品衛生協会食品衛生指導員による巡回指導（内部点検）の実施

2. 食品衛生管理者及び食品衛生責任者の設置

- 食品衛生管理者及び食品衛生責任者による自主管理体制の促進

3. 食品関係事業者等による適正な食品表示の推進

- ホームページでの情報提供、食品衛生推進員※²による食品表示の点検・助言

※ 2 食品衛生推進員 食品衛生法第 67 条第 2 項の規定に基づき、食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、市長の委嘱を受けた者で、市の施策に協力して、飲食店等の食品関係事業者等に対する助言等の活動を行う

第5 関係者相互間の情報及び意見の交換（リコミュニケーション）の実施に関する事項

1. 市民への情報提供及び苦情相談の実施

- 監視指導結果、食中毒事例等の情報提供
- 苦情相談の実施、関係部局間の連携強化

2. 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

- 消費者向け衛生講習会の開催、広報媒体の配信

3. 関係者相互間の意見交換

- 食品関係者（食品関係事業者等、消費者、行政）間の意見交換会の開催
- 消費者による食品営業施設における現地研修等

第6 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1. 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員、食品等検査担当職員等の資質向上
 - 食品衛生監視員研修等の開催、厚生労働省等の開催する研修へ職員派遣
2. 食品衛生責任者等の事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質向上
 - 食品衛生責任者講習会等の開催
 - 適正表示研修会の開催